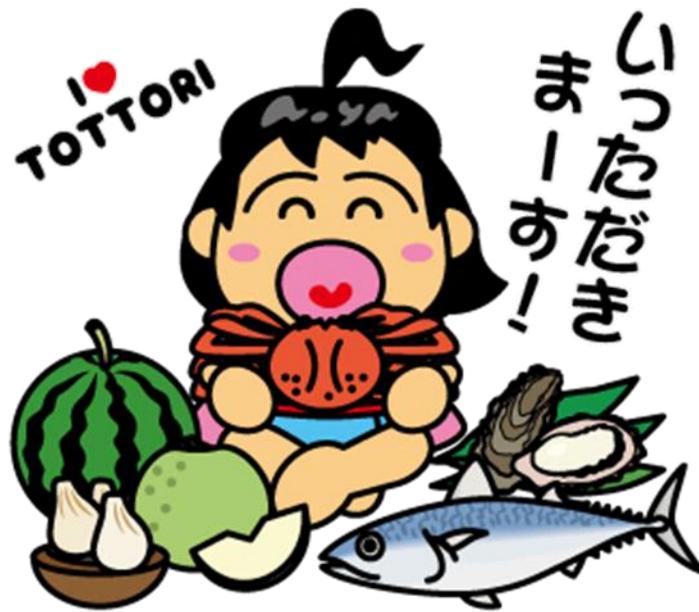


飲食ブース
(キッチンカー)

ねんりんピックはばたけ鳥取2024

＜ふれあい広場 ふるさとグルメ市＞ キッチンカー出店者募集要項



ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局

1 趣 旨

第36回全国健康福祉祭とっとり大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）では、全国から来県した選手・役員及び来場者の方々に、おもてなしや鳥取県の魅力を発信する「ふれあい広場」を設置します。その広場内に、鳥取県の多彩な食材・食文化を紹介・提供する「ふるさとグルメ市」を設けます。

2 ふれあい広場の概要

(1) 会場及び開催日時

| | | |
|-----|--|---------------------------|
| 会 場 | 鳥取県立布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク） | |
| 期 日 | 令和6年10月19日（土）～21日（月） （ステージ広場は19日、20日のみ） | |
| 時 間 | 令和6年10月19日（土） 8:30～17:00 | 令和6年10月20日（日） 10:00～17:00 |
| | 令和6年10月21日（月） 10:00～16:00 | |
| 内 容 | 項目 | 内容 |
| | ステージ広場 | 郷土芸能の披露、キャラクターショー等 |
| | ふるさとグルメ市 | 食材・食文化を紹介・提供する飲食ブース |
| | ふるさと物産市 | 地場産品や工芸品等を販売する物販ブース |
| | 企業協賛等ブース | 大会に協賛する企業によるPR等 |
| | 行政情報発信コーナー | 国・県・市町村、後催県によるPR等 |
| | 福祉団体コーナー | 福祉団体による物販等の販売 |
| その他 | 学校コーナーや体験コーナーを予定 | |

※別紙1「ふれあい広場参考情報」参照

(2) 搬入・搬出（※現時点での予定のため、変更の可能性があります。）

| | |
|-----|-----------------------------|
| 搬 入 | 令和6年10月19日（土） 6:00～7:30 |
| | 令和6年10月20日（日） 7:30～9:00 |
| | 令和6年10月21日（月） 7:30～9:00 |
| 搬 出 | 令和6年10月21日（月） イベント終了後～18:30 |

※搬入、搬出等については、大会運営に支障のないよう、指定の時間内（出店者ごとに時間指定する予定）に行ってください。

3 募集内容

(1) 募集要件

- ①原則3日間を通じた出店が可能であること。
- ②県内に主たる店舗もしくは生産工場がある事業者等であること。
- ③期間を通じて運営できること。（2名以上での運営が望ましい）
- ④出店に関連した説明会等やヒアリングに対応すること。
- ⑤即売、実演において販売できる商品を有すること。
- ⑥キッチンカーに鳥取市内での飲食店営業許可があること。
- ⑦販売品が以下に適合すること。
 - a. 鳥取県産食材（一部でも可）を使ったグルメであること。
 - b. 主催者がこのイベントの目的に適合すると認めたもの。
- ⑧「5 出店者の遵守事項」を遵守すること。

※遵守できない場合は出店許可を取り消す可能性がございます。

(2) 募集枠

計：5店舗程度

| カテゴリ | 出展内容 |
|------------------------|---|
| 鳥取グルメコーナー | 鳥取ラーメン・麺類（牛骨ラーメン等）、鳥取カレー、鳥取のご当地肉料理（鳥取和牛等）、海の恵み（蟹汁等）、食べ歩きグルメ（ご当地バーガー等）など |
| 鳥取フルーツ de スイーツ・ドリンクブース | 鳥取スイーツ（県産フルーツ等を使用したスイーツ、乳製品）、鳥取のソフトドリンク（ヨーグルトドリンク）など |
| 地ビール・地酒コーナー | 地ビール、地酒やそれに合う料理（ソーセージ、ポテト等） |

(3) 出店経費

- ①出店料は無料です。
- ②水道利用料は実行委員会事務局が負担します。ただし、大規模な使用を伴う場合、出店者の負担とする場合があります。
- ③販売に係る経費（旅費、宿泊費等）、ブース運営費のほか、備品リース料等は出店者の負担となります。

4 出店時の留意事項

- (1) 危険物やその他各会場の管理及び運営上支障がある場合については、出店をお断りすることがありますので御了承ください。
- (2) **電気、水道、給排水設備については仮設します。給排水については、会場内の共同給排水所を設置します。**
- (3) ふれあい広場の検証や後催県への助言等のため、出店報告書の提出に御協力ください。
- (4) 製造物責任（P L）法、食品衛生法等の各種規制法令に抵触する販売品については販売できません。
- (5) 申込みのない商品は販売できません。申込み内容と異なる場合は当日の販売を中止していただきますので御注意ください。
- (6) 酒類の販売は可能です。適正飲酒推進の周知・啓発の取組をお願いします。
※詳細は「9 販売許可等」のとおり。
- (7) 悪天候等に伴う中止・中断の判断は、実行委員会事務局が行います。この場合、以下の事項について御了承ください。
 - ①強風・台風等の悪天候、地震等により中止・中断する場合があります。
 - ②中止・中断の場合、主催者の指示に従ってください。
 - ③中止・中断に伴う損失の補てん、補償等には応じられません。
- (8) 搬入・搬出時間、営業時間を厳守してください。
- (9) 営業によって生じたゴミは、出店者各自で持ち帰り、各自自治体のルールに従って処分してください。また、来場者用に共同のごみステーションを設置いたしますが、来場者の食べ残し等の回収に御協力いただきますようお願いいたします。
- (10) 出店にあたり、指定されたブース外での立ち売り、呼び込み販売、拡声器又は音響器具類を使用した販売及び他の出店者の営業を妨げる恐れのある行為はお控えください。
- (11) 商品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示してください。
- (12) 出店にあたっては、本イベントの趣旨を御理解いただき、来場者への心のこもったおもてなしをお願いします。

5 出店者の遵守事項

出店にあたり、以下の事項を遵守してください。遵守できない場合出店許可を取り消す場合があります。

- (1) 食品販売等を実施される出店者は、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、以下の事項を御確認の上、別途、鳥取市保健所から指導事項があれば遵守すること。

- ①販売のみを行う食品をあらかじめ調理・加工する場合には、営業許可を受けた施設で行ってください。これにより難しい場合は、公民館等、恒久的施設で行ってください。
 - ②冷蔵が必要な一次加工した原材料及び食品等を保管・陳列するための十分な容量の冷蔵施設を設置してください。氷冷蔵施設を使用する場合は、十分な量の食用に適する氷を使用してください。保存方法が規定された食品を取り扱う際は、温度計を備え付け、適切な温度管理を行ってください。
 - ③調理器具及びその部品は、金属片、異物混入又は化学物質等が食品に混入することを防止するため、衛生的に保管してください。
 - ④食品取扱者は、清潔な服装とし、帽子及びマスクを着用してください。
 - ⑤食品に直接接触する作業に従事する方は、使い捨て手袋を着用し、必要に応じて交換してください。
 - ⑥あらかじめ容器包装した食品を販売する場合、調理・加工した施設において食品表示基準の規定に準じた表示をしてください。
 - ⑦給排水施設は共同給水場を準備しますが、食中毒予防等の観点から、各事業者で御準備いただく等御協力をお願いします。
 - ⑧現場で調理を行う場合は、保健所等の定める事項に従い、手指の消毒スプレー、消毒槽等を設置してください。
 - ⑨廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしてください。
- (2) 申込内容の虚偽、法令違反等の不適切な行為がないこと。

6 出店申込み

別紙2「出店申込書」に必要事項を記入の上、以下の申込み先へ郵送・メール・FAX いずれかの方法で提出してください。

【申込み先】ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会事務局

(鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局ねんりんピック・関西
ワールドマスターズゲームズ推進課内)
〒680-8570
鳥取市東町一丁目 271 番地
TEL : 0857-26-7903 FAX : 0857-26-8741
E-MAIL : nenrin-wmg@pref.tottori.lg.jp

【申込期限】令和6年3月7日(木) 17時必着

7 出店者の決定

- (1) 出店の可否については、令和6年3月頃に通知を行います。
- (2) 申込状況によっては、希望するブース数の縮小や、商品の変更をお願いすることがあります。募集枠を上回る応募があった場合は、出店内容や地域バランス等を踏まえ、調整及び選定を行います。
- (3) 出店場所は、出店内容等のバランスを考慮のうえ、実行委員会事務局において決定します。

8 出店者説明会の開催

令和6年8月頃に、出店者を対象とした説明会を実施予定です。詳細は後日お知らせします。

9 販売許可等

- (1) 酒類販売
所管する税務署へ許可申請が必要です。販売を予定している場合は、個別に手続きをお願いします。
- (2) 「露店等の開設届出書」関係

ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、所管の鳥取消防署へ火災予防条例に定められた届出及び出店者毎に業務用消火器（水バケツ、エアゾール式簡易消火器具、住宅用消火器は不可）の設置が義務づけられております。届出は実行委員会事務局が鳥取消防署に一括して行います。手続きに必要な内容のヒアリングシートについては後日お知らせします。

10 管理責任

商品及び備品の管理は出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害等に対しても、実行委員会事務局は一切その責任を負いかねます。

11 事故等の処理

キッチンカー内において事故等が発生したときは、出店者は、直ちに実行委員会事務局に報告し、実行委員会事務局は、関係機関等に連絡するとともに、その指示に従い事故処理に当たります。

12 損害賠償

出店者は、会場内の施設（芝生を含む）又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとします。

13 原状回復

出店者は出店期間終了後、原状回復を行ってください。

14 今後のスケジュール（予定）

| | |
|-------------|------------|
| 令和6年1月～3月上旬 | 出店者募集 |
| 令和6年3月下旬 | 出店結果通知送付 |
| 令和6年5月頃 | 出店内容のヒアリング |
| 令和6年8月頃 | 出店者説明会 |